

# 宮崎県公報

平成28年7月19日(火曜日) 第 2812 号

癷 行 禬

刷 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 37,200円

次 目

頁

○自衛官候補生として採用する自衛官の募集期間

等………(危機管理課) 1

○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出(福祉保健課) 1

○生活保護法に基づく施術者の指定……( ″ ) 1

公

○特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請…(蛞・龖・敤参麒) 2

○宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する

計画の変更……(水産政策課) 2

## 宮崎県告示第 496号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第 179号)第 114条、第 117条第 1項及び第 118条に規定する自衛官候補生として採用する自衛官の 平成28年度の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名 称並びに連絡先は、次のとおりである。

平成28年7月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

募種	集別	募集期間	試験期日	試験場 の位置	試験場の名称	連絡先
候袖	新官 甫生 男子	平成28年 7月1日 (金)か	(筆記試 験) 平成28年	宮崎市	宮崎第一生命ビル新館	自衛隊 宮崎地 方協力
)	ים ן	s   c   c   c   c   c   c   c   c   c	9月17日 (土)		日本生命宮崎駅前ビル	本部 電話09 85 (53
		<ul><li>木/まで</li><li>※年間を</li><li>通じて受</li><li>付を行っ</li></ul>		都城市	都城市総合福祉会館	) 2643
		でいるが、文部科学省及び		延岡市	延岡市中小企 業振興センタ -	
		厚生労働 省から示 された期 日で平成		日南市	日南市テクノセンター	
		29年3月 高等学校 卒業予定		小林市	小林市社会福 祉センター	
		者又は中 等教育学 校卒業予		西都市	西都市コミュ ニティセンタ ー	
		定者の受 付は、上 記のとお りである	(口述試 験及び身 体検査)	都城市	陸上自衛隊都 城駐屯地	

	0	平成28年 9月26日 (月)か ら同月30 日(金) までのう ち指定す る日	新富町	航空自衛隊新田原基地	
自衛官候補生(女子)	平成28年 7月1日 (金)か ら同年9	(筆記試 験、口述 試験及び 身体検査	都城市	陸上自衛隊都 城駐屯地 航空自衛隊新	
	月8日(木)まで	) 平成28年 9月25日 (日)		田原基地	

# 宮崎県告示第 497号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2 (中国残留邦人 等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第 4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定によ り、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年7月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
岩田歯科医院	延岡市愛宕町 2 丁目22 77番地 1	平成28年 4 月30日

# 宮崎県告示第 498号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第55条第1項(中国残留邦 人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特 定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条 第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に より、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次

# 宮崎県公報

のとおり指定した。

平成28年7月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
岩津 良 (あおぞら整骨院 )	北諸県郡三股町大字樺 山4892-3	平成28年 6 月11日

# 公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規 定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申 請があった。

平成28年7月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

申請年月日	名称	代表者の氏名	主たる事 務所の所 在地	定款に記載され た目的
平成 28年 7月 6日	特定非営利活動法人いきいき会	萱野 照三郎	宮崎県東臼杵郡門川町須賀崎4丁目48番地	要る限りでは、きる限りででは、まれたしば、ままな、はででは、ままなのでは、はではないでは、ままなのでは、ままなのでは、ままなのでは、はでは、ままなのでは、はでは、ままないでは、はでは、ままないでは、はないでは、ままないまないでは、ままない

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号。以下「法」という。)第4条第7項の規定により、宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のように変更した。

平成28年7月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針
- (1) 本県の水産業は、生産量で全国第14位、生産額で全国第12位 (平成25年)の漁獲実績を示している。県内においては、地域 的に水産業を中核とした関連産業が発達した地域があり、重要 な産業となっている。
- (2) また、本県にとって水産業は、宮崎県総合計画(未来みやざき創造プラン)の中でも重要な位置付けであり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。
- (3) 本県水域は、日向灘沖を黒潮が流れ、沿岸には豊後水道からの内海系水が南下しており、黒潮周辺海域では黒潮に乗って回

遊する魚類の、沿岸域では浮魚類あるいは根付け資源等の好漁 場が形成されている。

- (4) 我が国周辺水域における漁業資源の水準については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低位水準にとどまっている資源や、資源水準が悪化している資源もみられ、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが多くみられる。
- (5) 今後ともこのような状況が継続すれば、県民及び国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。
- (6) このため、従来も種苗放流、漁業の管理等を通じて資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであるが、更に海洋資源の適切な保存及び管理を図るため、法第3条第1項の基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について、適切な管理措置を講じることとする。
- (7) また、宮崎県における水産資源の利用及び管理に関する基本方針に基づき、水産資源の利用及び管理を推進することとする
- (8) その他、漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第1種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めるものとする。
- (9) さらに、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度(法第13条第2項に規定する協定を締結することにより、海洋生物資源の保存及び管理を図ることをいう。以下同じ。)の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
- (10) なお、本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採 捕実績に妥当な配慮を払うものとする。
- 2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる期間及び知事 管理量は、下表のとおりとする。

第1種特定海		平成27年	平成28年	
洋生物資源の	まさば及びごまさば	25,000トン	23,000トン	
期間別に定め	まいわし	若干	若干	
る数量	まあじ	若干	若干	

- (注) 「平成27年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成27年7月から平成28年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成27年1月から平成27年12月までである。「平成28年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成28年7月から平成29年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成28年1月から平成28年12月までである。
- 3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源 の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源ごとの知事管理量について、採捕の種類別及び期間別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別の数量は、定めない。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

採捕の種類	中型まき網漁業及び小型まき網漁業				
第1種特定海	平成27年		平成28年		
洋生物資源の	まさば及びごまさば	24, 445トン	22,521トン		
期間別に定め	まいわし	若干	若干		
る数量	まあじ	若干	若干		

- (注)「平成27年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成27年7月から平成28年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成27年1月から平成27年12月までである。「平成28年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成28年7月から平成29年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成28年1月から平成28年12月までである。
- 4 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

#### 【まいわし】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則(平成8年宮崎県規則第53号。以下「規則」という。)の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、現状以上に漁獲努力量を増加させることのないようにするとともに、採捕の数量が前年の実績程度となるよう努めるものとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まいわしの 採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていない が、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め 、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

## 【まさば及びごまさば】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まさば及び ごまさばの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがな いよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする

# 【まあじ】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現 状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業 することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まあじの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

- 5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項
- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実・強化を更に進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵 親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。
- 6 指定海洋生物資源の保存及び管理に関する事項 本県においては該当なし

平成 28 年 7 月 19	日(火曜日) 第 2812 号	宮崎	県 公	報
1				